登録免許税法別表第3の1の2の項に掲げる登記に係る証明書の発行に 要する書類等

- ※ 申請前にこども青少年局監査課(671-4193)に御連絡ください。
 - 1 証明願(2部)
 - ※ 「申請日」には、実際に申請を行う日を記載してください。
 - 2 その不動産が保育所、小規模保育事業、認定こども園等に使われることが証明できる書類 (理事会議事録の写し・実施事業の事業計画書の写しなど)
 - ※ 議事録を抄本とする場合は、原本から次のア〜ウを含めてコピーしてください。 ア 開催日、場所、出席者等適法に開催されていることが確認できること。 イ 申請内容に係る議題が決議されていることが確認できること。別紙に詳細を記載して いる場合は、該当する別紙も添付してください。 ウ 署名欄
 - 3 法人登記簿現在事項全部証明書
 - <建物> 4 建物登記簿全部事項証明書 又は建物表題登記申請の受領書の写し
 - 5 各階平面図(縮尺 1/500 程度があれば可)
 - <土地> 4 土地登記簿全部事項証明書(所有権移転前)
 - 5 不動産登記法14条4項に規定する地図に準ずる図面(公図)
 - 6 物件所在地の周辺案内図
 - 7 その他書類(認可・確認内容変更届の写し、贈与契約書の写し、所有権移転登記確約書の写 し、農地転用許可書(届出書)の写しなど、場合によって必要になる書類があります。)
 - 8 手数料(1件につき300円)の支払い
 - 9 切手を貼付した返信用封筒(証明書の郵送を希望される場合は御用意ください)

<留意事項>

- ・証明願は2部、その他の書類は各1部を提出してください。
- 「写し」と記載書類以外は、原本で提出してください。
- ・申請書類の受理後、証明書の交付まで2週間程度を要します。
- ・手数料の納付書を郵送いたします。事前に定額小為替等を同封しないようお願いします。
- ・申請を代行で行う場合、事前に法人事務局からこども青少年局監査課に連絡してください。